

保安運動「鉦山道路整備強化週間」の実施要領

平成23年7月
沖縄鉦山保安対策委員会

1. 期 間

平成23年8月1日（月）～7日（日）までの7日間

2. 趣 旨

本運動は、沖縄鉦山保安対策委員会を推進母体とし、重点目標及び期間を定め、保安運動を展開して鉦山の保安意識の高揚を図る。

特に本週間では、鉦山道路の点検整備を重点的に行うとともに、その強化に努めることにより、危害及び鉦害防止に資することを目的とする。

3. 各鉦山の実施事項

(1) 保安委員会（保安会議・グループ会議）等の開催

鉦業権者又は保安統括者（保安管理者）が中心となって保安委員会等を開催し、保安運動の意義、趣旨について鉦山従事者全員にその周知徹底を図る。

(2) 鉦山道路の点検整備

鉦業権者、保安統括者（保安管理者）及び鉦山従事者等による調査班を編成し、次の事項について一斉点検を実施し、その結果を検討するとともに改善を必要とする事項については早急に措置する。

特に、鉦山道路に関する保安上の必要事項が保安規程に規定されているか確認するとともに、保安規程及び技術指針等の基準の遵守状況について確認を行い、その内容を評価する。

- ① 鉦山道路規格の遵守（幅員、縦断勾配）
- ② 鉦山道路の標識、柵等の保安設備の設置
- ③ 鉦山道路の路肩、傾斜地での誘導等の措置
- ④ 転落防止設備の整備
- ⑤ 鉦山道路からの粉じん飛散防止措置の徹底
- ⑥ 洗車プールの水質維持、荷台の水切り措置等、公道汚染防止措置の徹底

4. 各地区鉦山保安対策委員会の実施事項

保安対策委員長が中心となり、保安運動推進班を編成し、地区内鉦山を巡視して相互に啓発し合うほか、ビデオ上映会、講習会等の可能な手段により、効果的に運動を推進する。

5. 那覇産業保安監督事務所の実施事項

- (1) 所長メッセージ及び推進票を各鉦山に配布する。
- (2) 必要に応じて監督官を派遣し、各地区保安対策委員会の支援をする。